

報告第3号

専決処分の報告について

公共工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年2月26日提出

嘉島町長 鍋田 平

記

- | | | | |
|---|--------|---|-------------|
| 1 | 契約目的 | 嘉島中学校エレベーター棟増築工事 | |
| 2 | 契約金額 | (変更前) | 62,483,916円 |
| | | (変更後) | 63,129,572円 |
| | | (変更増額) | 645,656円 |
| 3 | 契約の相手方 | 熊本県上益城郡御船町滝尾351
有限会社 竹本総合建設
代表取締役 竹本 直五 | |
| 4 | 専決日 | 令和7年2月13日 | |